

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生	漁 業 振 興 課
・保安林の指定の解除の予定	林 政 課
○長崎県海域管理（土石採取）事務交付金交付要綱の一部改正	監 理 課
・道路の区域変更	道 路 維 持 課
◎ 公 告	
・土地改良事業計画変更の認可	農 村 整 備 課
・測量の実施（3件）	建 設 企 画 課
◎ 教育委員会告示	
・県文化財の指定	学 芸 文 化 課
◎ 公安委員会告示	
・地域交通安全活動推進委員の委嘱	交 通 企 画 課

告 示

長崎県告示第631号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和5年10月13日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

宇久加入区

長崎県告示第632号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和5年10月13日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 解除予定保安林の所在場所
五島市三井楽町浜ノ畔字砂塚3195の2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を県庁農林部林政課及び五島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第633号

長崎県海域管理（土石採取）事務交付金交付要綱（昭和51年3月16日長崎県告示第187号）の一部を次のように改正し、令和5年度の予算に係る交付金から適用する。

令和5年10月13日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（市町交付金） 第5条 略 2 前項の交付金の額は、各市町長が進達した土石採取許可申請に基づく許可数量に見合う <u>土石採取料金収入額の10分の1</u> を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、 <u>その端数金額又はその全額を切り上げる。</u> ）以内とする。	（市町交付金） 第5条 略 2 前項の交付金の額は、各市町長が進達した土石採取許可申請に基づく許可数量に見合う <u>土石採取料金収入額の10分の1</u> 以内とする。

長崎県告示第634号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局大瀬戸土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年10月13日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道
 路線名 扇山公園線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
西海市大瀬戸町雪浦幸物郷127番地先から 西海市大瀬戸町雪浦幸物郷127番地先まで	前	9.0~14.5	120.5	
	後	9.3~90.2	120.5	

公 告

土地改良事業計画変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項の規定において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、次の土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可した。

令和5年10月13日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 芦辺土地改良区
 認可年月日 令和5年10月4日

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎振興局長から公共測量（基準点測量、水準測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和5年10月13日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎市 滑石2丁目 西彼杵郡 時津町 元村郷、野田郷	令和5年10月20日から 令和6年2月16日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、県北振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和5年10月13日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
東彼杵郡波佐見町（一部）	令和5年10月19日から 令和6年2月23日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、小迎南風崎土地改良区理事長から公共測量（確定測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和5年10月13日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
西海市西彼町小迎郷	令和5年10月16日から 令和6年3月19日まで

教育委員会告示**長崎県教育委員会告示第4号**

長崎県文化財保護条例（昭和36年長崎県条例第16号）第4条第1項の規定により、令和5年10月5日付けをもって、次のとおり指定された。

令和5年10月13日

長崎県教育委員会教育長 中崎 謙司

県指定された文化財

種 別	名 称	所 有 者	所 在 地	員 数
有形文化財 （建造物）	山下家の貯蔵蔵	山下 庄左衛門	佐世保市江迎町長坂209	1棟
有形文化財 （美術工芸品）	狸山支石墓群出土ヒスイ製大珠	佐々町	北松浦郡佐々町本田原免168-2	1点

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第43号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定に基づき、地域交通安全活動推進委員を委嘱したので、長崎県地域交通安全活動推進委員及び長崎県地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成17年長崎県公安委員会規則第8号）第8条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年10月13日

長崎県公安委員会委員長 安部 恵美子

委嘱した者

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域
林 康 典	松浦警察署 (0956) 72-5110	松浦警察署の管轄区域
川 上 広 幸	同 上	同 上

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二二
一一
四一

印刷所
印刷人

長崎県
長崎市
権島町八番十二号

株式会社
クイック
プリン
ト
寺田宏弥